

# OECD、BEPS行動8 移転価格の側面からの無形資産の検討 に関する改訂指針を発表

## EYグローバル・タックス・ アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

## エグゼクティブ・サマリー

経済協力開発機構(OECD)は、2014年9月16日、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画に基づく第一次提言一式の一環として、行動8(移転価格の側面からの無形資産の検討)に基づく提言案を発表しました。「移転価格の側面からの無形資産の検討に関する指針」と題された報告書(以下、「同報告書」)には、無形資産の移転価格算定に関する基準の改訂と、比較可能性及び移転価格算定方法に関する追加基準が盛り込まれています。

同報告書の前半には、OECD移転価格ガイドラインの第1章(独立企業原則)の改定が記載されており、ロケーション・セービングやその他の市場固有の特徴、集合労働力、及び多国籍企業(MNE)におけるグループシナジーの移転価格算定上の取扱いに関する提案がなされています。後半では、全面的に改定されたOECD移転価格ガイドライン第6章(無形資産に対する特別の配慮)(以下、「2014年指針」)が掲載されており、次の(i)から(iii)に関する指針が示されています: (i)無形資産の定義、(ii)無形資産の使用又は移転を伴う所定の関連者間取引の特定及び特徴付け、(iii)無形資産が関わる場合の独立企業間取引の条件の決定。

また同報告書は、無形資産及び無形資産の開発・改良・維持・保護・活用を伴う取引における所有、及び利益分割法の適用及び取引時点での価値が極めて不明確なときの独立企業間価格の算定についても、暫定的な指針を示しています。2014年の指針では、この作業とBEPSプロジェクトで予定されている他の移転価格関連作業との関係上、上記が草案のまま保留にされています。同報告書は、これら暫定的指針はリスク、取引の再構成、評価が困難な無形資産に関する2015年のBEPS作業において最終版に取りまとめられると述べています。



2014年指針の重要な項目と、2013年7月30日に公表された無形資産に関するディスカッション・ドラフト改訂版(以下、「ディスカッション・ドラフト改訂版」と)との重要な相違を、以下にまとめています<sup>1</sup>。

- ▶ 無形資産の定義:「マーケティング上の無形資産」の新たな定義が含まれている以外は、ディスカッション・ドラフト改訂版の定義にしたがっています。
- ▶ のれん又は継続企業の価値がいつ無形資産を構成するか、又はしないかを特定する必要はないとの記述。その企業の特質が寄与して、財やサービスの提供について他より高い価格を設定できるときは、それがどのように表現されているかにかかわらず、そうした貢献について対価を生じさせる必要があります。
- ▶ 所有に関する暫定的指針:その趣旨は、無形資産の法的所有権自体が、かかる無形資産の活用による利益を受け取る権利を生じさせるわけではなく、また、無形資産の開発のための資金提供も、全ての機能の遂行とコントロールを伴っていない場合は、かかる無形資産の活用による利益を受け取る権利を生じさせないということになります。利益配分は、価値の創造に応じて行う必要があります。
- ▶ MNEのグループ会社が生じた利益を受け取る権利を有しているかどうかを判定する際に検討すべき機能・リスク・資産に関わる5つの領域の一つとして、無形資産の「活用(exploitation)」という概念が導入されました。
- ▶ 予期せぬ事象に伴う損益(事後的利益)を、無形資産の開発・改良・維持・保護・活用に貢献したMNEのグループ会社間どのように配分すべきかを示す新たな指針
- ▶ OECDが定めている5つの移転価格算定方法の一部として、又は有用なツールとしての価値評価手法の適用
- ▶ 更新された指針を例示するための設例の追加及び変更

今後数カ月以内にわたり、リスク、取引の再構成、費用分担契約(CCA)、評価が困難な無形資産との関連において、さらなる作業が実施される予定であり、OECD移転価格ガイドラインの第1章、2章、6章、8章及び9章が一部改定されると考えられます。このプロセスにおいては、独立企業原則とは異なるいわゆる「特別措置」についても検討される見込みです。同報告書では、特別措置の例がいくつか示されています。

## 詳細な議論

以下の考察では、2014年指針の公表の背景とOECD BEPS行動計画の一環としてのその役割を取り上げます。さらに、無形資産に関する指針における主要分野と、ディスカッション・ドラフト改訂版に概説されている過去のOECDの無形資産に関する指針からの変更点についても、詳しく説明します。

## 背景

無形資産に係る移転価格は、理論的観点においても、これまでの紛争件数と規模を考えると、移転価格の領域では最も扱いの難しいトピックの一つとなっています。これを受けて、OECDは2010年7月、移転価格を担当するOECD租税委員会第6作業部会による、移転価格の側面からの無形資産の検討に関するプロジェクトの開始を発表しました。今回の2014年指針は、長期にわたって積み重ねられたディスカッション・ドラフト、コメント、パブリック・コンサルテーションの成果と言えます。

無形資産に関するOECDの作業は、OECD BEPS行動計画における具体的な行動として示されており、移転価格の他の行動に関する作業と密接に結び付いています。そのような作業には、移転価格算定におけるリスク及び資本配分、非関連第三者間では生じ得ない取引の再構成、そしてMNEの世界的なバリューチェーンという枠組みの中での利益分割をはじめとする移転価格算定方法に関する作業が含まれます。2014年指針の中には、OECDが他のBEPS行動を通じてさらに対処していく問題点を提起しているものもあります。その結果、無形資産及び無形資産の開発・改良・維持・保護・活用を伴う取引における所有、利益分割法の適用、及び取引時点での価値が極めて不明確なときの独立企業間価格の算定に関する同報告書の指針は、暫定的なものとなっています。この暫定的な指針はリスク、取引の再構成、評価が困難な無形資産に関する2015年のBEPS作業との関連において最終版に取りまとめられる予定であり、2015年9月までに完成する見込みです。

同報告書は、2015年の作業過程において検討される特別措置として、特に以下を挙げています。

- ▶ 適切な場合において、税務当局に、評価が困難な無形資産と、場合によってはその他の譲渡された資産の価格算定に対して、実際の結果に基づいて規則を適用する権限を与えること。

1. <http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/revised-discussion-draft-intangibles.pdf> (ディスカッション・ドラフト改訂版)を参照。OECDの無形資産に関するディスカッション・ドラフト改訂版に関する詳しい説明は、2013年7月31日付のEYグローバル・タックス・アラート「OECD issues Revised Discussion Draft on the Transfer Pricing Aspects of Intangibles(OECD、移転価格の側面からの無形資産の検討に関するディスカッション・ドラフト改訂版を公表)」を参照のこと。

- ▶ 事業活動が無形資産の開発のための資金提供と、場合によってはその他の活動に限定されている事業体への利益分配を制限すること。例えば、一部の状況において、かかる事業体を株式投資家としてではなく、資金の貸し手として扱うなど。
- ▶ 評価が困難な無形資産の特定の移転について、条件付支払及び/又は利益分割法の適用を義務付けること。
- ▶ 低機能事業体に過剰な資本が投入されている特定の状況に対し、OECDモデル租税条約第7条に基づき適用されている規則に類似する規則と、いわゆる「OECD承認アプローチ」の適用を義務付けること。

同報告書では、どの特別措置が採用されるのか、あるいはそのような措置がOECDモデル租税条約の第9条と整合しているのかどうかについて、今後の判断が待たれるとしています。さらに、この特別措置のリストは、必ずしも全てを網羅しているわけではなく、他の措置も考慮に入れられる可能性があるとして指摘しています。

## 市場固有の特徴、ロケーション・セービング、集合労働力、グループシナジー

2014年指針は、市場固有の特徴(ロケーション・セービングを含む)、集合労働力、及びMNEのグループシナジーなどの比較可能性要素を、移転価格の算定上どのように扱うべきかについてのOECDの見解を示しています。同報告書は、OECD移転価格ガイドラインの第1章に収録される新たなセクションと、5つの新たな設例を紹介しています。

同報告書の趣旨は、これらの比較可能性要素はいずれも、移転価格分析において考慮に入れるべきであるものの、それ自体は無形資産ではないということです。しかし場合によっては、これらの要素に無形資産が関わることもあります。例えば、特定の市場や産業で事業を行うために、規制上の免許や許可を取得する必要があり、かかる免許や許可が取引可能なものである場合、その市場での事業活動でより大きな便益を得る権利を免許保有者に与える無形資産にあたる可能性があります。さらに、「集合労働力」に関しては、従業員の異動や出向は、一つの関連会社から別の関連会社への貴重なノウハウの移転となる可能性があります。これらの無形資産に対する独立企業間の対価という問題は、事実と状況に応じて決まります。

グループシナジーに関しては、同報告書は、MNEが享受している構造的な利点又はシナジーがもたらす便益(規模の経済、統合管理、重複の排除等)が独立企業間でどのように分配されるかに焦点を当てています。MNEグループに属しているというだけで、関連企業にグループシナジーの便益が生じている場合、同報告書は、これらの便益について、別個に対価を与

えたり、グループメンバー間で再配分すべきではないと示唆しています。しかし、場合によっては、グループによる計画的な協調行動によって、シナジー作用の便益が生じることがあります。例えば、MNEグループがグループシナジーの便益を実現するために積極的な措置を取っている場合(一括購入の手配など)、OECDはシナジー創出への貢献度(例えば、大口購入から生じる規模の経済のメリットの場合、購入数量)に比例して、シナジーの便益を分配すべきであるとの見解を取っています。同報告書には、国際グループのメンバー企業に適用される金利の決定に関する具体的な設例が記載されており、グループによる暗黙の支援の影響をどのように取り扱うべきかを例示しています。

同報告書によれば、移転価格ガイドラインの第1章に収録されるこの新たなセクションは、最終的な指針とみなすことができます。

## 移転価格算定上の無形資産の定義

2014年指針は、移転価格算定上の無形資産の定義について、「物理的な資産や金融資産ではなく、商業活動における使用のために所有又は支配され得るものであり、比較可能な状況において独立した当事者間の取引で生じていた場合、その使用又は移転に対する対価が生じるもの」としています。この定義は、ディスカッション・ドラフト改訂版において示されている定義から変更されていません。

2014年指針は、ディスカッション・ドラフト改訂版には含まれていなかった「マーケティング上の無形資産」という用語について新たな定義を示しており、次のように述べています。「マーケティング活動に関連しており、製品又はサービスの商業的使用を支援、及び/又は関係する製品にとって重要な宣伝価値を有する無形資産(パラグラフ6.6の意味の範囲内における)。文脈によっては、マーケティング上の無形資産には、例えば、商標、商号、顧客リスト、顧客関係、並びに独自の市場及び顧客データなど顧客への商品又はサービスのマーケティング及び販売に使用される、もしくはその一助となるものが含まれる」。

最後に、2014年指針は、「ユニークで価値ある(unique and valuable)」無形資産の定義には変更はなく、「(i)潜在的に比較可能な取引の当事者に使用される又は利用可能である無形資産ではなく、かつ(ii)事業活動(製造、サービス提供、マーケティング、販売又は管理など)におけるその使用によって、その無形資産がない場合に見込まれる将来の経済的便益よりも大きな経済的便益を生み出すと見込まれる、無形資産」と定義しています。

新たな第6章のセクションAは、特定の種類の無形資産について解説しています。2014年指針は、のれん又は継続企業の価値がいつ無形資産を構成するか又はしないかを特定する必要はないと述べています。企業の特質が寄与して、財やサービスの提供について他より高い価格を設定できるときは、それがどのように表現されているかにかかわらず、そうした貢献について対価を生じさせる必要があります。

## どの事業体が無形資産の活用によって生じた利益を受け取る権利を有するかについての暫定的指針

新たな第6章のセクションBは、MNEグループのどの事業体が、無形資産の活用によって生じた経済的利益を保持する権利を有すべきかについて指針を示しています。セクションBは、リスク、取引の再構成、資本及び考え得る特別措置について、2015年に予定されているOECDの作業と密接に関連しているため、暫定的な指針とみなされています。これらの領域について2015年にOECDが実施するさらなる作業は、セクションBの変更につながると予想されます。

ディスカッション・ドラフト改訂版と同様、セクションBに示されている暫定的な指針は、取引アプローチを採用しており、実体に焦点を当てるとともに、無形資産の開発・改良・維持・保護・活用において遂行された機能、使用された資産、引き受けられたリスクの重要性を強調しています。無形資産の「活用」への言及は、今回新たに追加されたものとなります。ディスカッション・ドラフト改訂版では、MNEのグループ会社が生じた利益を受け取る権利を有しているかどうかを判定するにあたり検討すべき機能・リスク・資産に関わる領域に、「活用」に関する内容は含まれていませんでした。

2014年指針は、無形資産の活用から生じる利益が、法律上又は契約上の権利の結果として、当初、その無形資産の法律上の所有者に与えられる場合であっても、無形資産の法的所有権自体が、無形資産の活用から生じる利益に対する権利を付与するわけではないと述べています。法律上の所有者によって最終的に保持される利益は、当該所有者が無形資産の価値に貢献するような形で実行し、資産を使用し、またリスクを引き受けることにより、無形資産の予想価値にどのくらい貢献しているかを、グループの他のメンバー会社による貢献度合いと比較することで決まります。法律上の所有者が無形資産に関して一切の機能を遂行せず、資産を使用せず、またリスクを引き受けずに単なる権利保有事業体としてのみ活動している場合、法律上の所有者は、最終的に、権利保有に対する独立企業間の対価がある場合にはその対価を除き、無形資産の活用によってMNEグループが得る利益を受け取る権利を有さないこととなります。

2014年指針は、事前及び事後の利益を区別しており、無形資産の開発・改良・維持・保護・活用に貢献したMNEグループのメンバー会社に支払われなければならない対価は通常、事前に決定されることを明確にしています。実際の事後損益の配分は、各案件の内容と状況によって決まります。

さらに、2014年指針は、無形資産の開発のために資金提供した事業体にとっての適切な利益の決定について詳しく述べています。暫定的な指針では、資金を提供しているものの、無形資産の開発に関連するリスクをコントロールしていない、又は無形資産の開発に関連する機能を遂行していない事業体は、通常、類似の状況にあって、無形資産の価値創出に関連するリスクのコントロール、及び/又は投資家が稼得する利益と同等の利益を、独立企業間の関係で受け取ることはないとして述べています。

## 企業名の使用に係る移転価格の側面

新たな第6章のセクションBの最終部分では、同セクションにおいて定められた原則を様々な状況に適用するための指針が説明されており、グループ名の使用について対価が支払われるべき状況についても含まれています。同指針は、企業名の使用の対価として支払われる額は、その名称の使用によって享受した経済的便益の量と、その名称の所有者と利用者が行った相対的な貢献(機能・資産・リスクの分析を通じて評価される)に応じた決定されるべきとの原則にしたがっています。

この文脈における一つの所見は、既存の成功事業が別の成功事業に取得され、ブランド変更を経て、取得企業の名称又は商標を使用することになった場合、被取得事業が対価を支払うべきと自動的に仮定すべきではないということです。さらに、そのような状況においては、取得企業が自身のブランド名を宣伝するために、市場における被取得事業の立場を利用している場合があります。その際、取得企業は、被取得事業に対し、取得企業の名称を宣伝するために被取得事業が遂行した機能、引き受けられたリスク及び使用した資産(市場シェアを含む)について、追加的な対価を支払わなければならない可能性があります。

## 無形資産を伴う所定の取引の特定及び特徴付けに関する最終指針

新たな第6章のセクションCは、無形資産を伴う所定の取引の特定及び特徴付けにおいて関連しているとみなされる主要な取引として、次の2つを取り上げています：(i) 無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関する取引、(ii) 物品の販売又はサービスの提供に関連する無形資産の使用を伴う取引。

## 価値評価手法の使用を含む無形資産取引の 価格決定に関する補足指針

新たな第6章のセクションDは、OECD移転価格ガイドラインの第1章から第3章の原則を、評価が困難な無形資産を含む、無形資産を伴う取引に適用するにあたっての詳細な補足指針を提供しています。評価が困難な無形資産の移転価格算定上の取扱いについては、BEPS行動の9及び10に関する作業の一環として、追加的な改定が加えられる予定です。改定後の(最終となる)指針は、2015年1月に公表される見込みです。

これらの補足指針に加えて、このセクションは、価値評価手法の適用は、OECDの承認を受けた5つの算定方法の一つ及び有用なツールとしても、他の移転価格算定方法よりも信頼性が高いものとなり得ることを明示的に認めています。また、無形資産又は無形資産に対する権利の移転が関わる移転価格分析において価値評価手法が用いられる場合、独立企業原則とOECD移転価格ガイドラインの原則に整合する方法で、かかる手法を適用する必要があると強調しています。特に、現実的に利用可能な選択肢、取引の両当事者の視点、リスクの帰属、取引の統合をはじめとする第1章から第3章に記載されている原則には、しるべき注意を払う必要があります。そのため、他の目的のために用いられる価値評価手法を用いる場合は、さらなる検討が必要になります。

## おわりに

上述したように、行動8に関する成果物には、最終指針と暫定的指針の両方が盛り込まれています。2015年に適用が予定されている最終的な要素には、移転価格分析において用いるべき明確な指針が含まれており、徹底的な比較可能性分析の重要性を強調しています。その結果、取引の具体的状況に対して必要な注意を払わないまま、事業体グループの全般的な特徴に基づいて策定された移転価格設定方針では、問題視されるおそれがあります。今回の指針は、他のBEPS作業との関連で2015年になるまで適用されませんが、実際には、税務当局の行動は、適用前から指針の影響を受けるものと予想されます。

まだ暫定的とみなされている要素に関しては、さらなる指針が2015年に公表される予定です。無形資産の所有に対する指針のセクションに関しては今後の重要な決定が待たれるものの、OECDの方針から、所有と遂行された機能の整合性に焦点が置かれていることは明らかです。

グローバル企業は、この行動8に関する動向を引き続き注視し、今後の変更の可能性に備えて、自社の移転価格設定方針、特に所有と遂行された機能の整合性を見直す必要があります。

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関する  
ご質問・ご意見等がございましたら、  
下記までお問い合わせ  
ください。

EY税理士法人  
コーポレートコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20141121

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)